

○九州工業大学利益相反マネジメント規程

平成29年3月2日

九工大規程第7号

改正 平成30年3月7日九工大規程13号

平成31年9月28日九工第規程第24号

九州工業大学利益相反マネジメント規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）及び本学の役員及び職員（以下「職員等」という。）が社会との連携を進めるために産学官連携活動等を行うに当たり、利益相反を適切にマネジメントし、かつ、利益相反による不利益の発生防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、職員等とは次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の常勤の役員及び教育職員
- (2) 利益相反委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規程に基づく利益相反のマネジメントの対象は、本学が株式を保有する場合及び職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合とする。

- (1) 学外に対して産学官連携活動（企業等への兼業、共同研究又は受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金又は原稿料等）若しくは便益（物品、設備又は人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
- (3) 利害関係を有する企業等へ職員等が関与する知的財産権を技術移転する場合
- (4) 利害関係を有する企業等から物品又は役務等を購入する場合
- (5) 利害関係を有する企業等の諸事項を評価する場合
- (6) 利害関係を有する企業等の業務に学生等を従事させる場合
- (7) その他利益相反委員会を対象と認める場合

第2章 利益相反委員会

(設置)

第4条 利益相反に関する事項を審議するため、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反マネジメントの施策に関すること。
- (3) 本学としての利益相反状況に関すること。
- (4) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること。
- (5) 利益相反マネジメントのための調査及びその手続きに関すること。
- (6) 利益相反に係る社会への情報公開に関すること。
- (7) その他学長の諮問する事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第6条 委員会は、前条第5号に規定する調査を次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言又は指導等
- (4) 状況観察
- (5) その他必要と認める方法

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) グローバル産学連携センター長
- (3) 工学研究院長
- (4) 情報工学研究院長
- (5) 生命体工学研究科長
- (6) 教養教育院長
- (7) 学長が指名する者若干名

2 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた場合、学外の有識者に委員を委嘱することができる。

- 3 第1項第7号及び第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第9条 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第11条 委員会が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査、勧告、決定等の手続)

第12条 委員会は、第6条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、職員等の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、活動を改善する必要がある者に対して、改善勧告を行うとともに学長へ報告する。

3 委員会は、前項の改善勧告を行った場合、当該者の状況を観察する。

4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服がある場合、申出により委員会に再審査を請求することができる。

5 委員会は、前項の再審査の請求を受けた場合、速やかに再審査を行うものとする。

6 委員会は、再審査の結果を学長に報告する。

7 学長は、前項の報告を受け、当初の勧告と同様に当該活動について改善が必要であると認める場合、当該者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認める場合、改善勧告を取消すとともに、その旨を当該者に通知する。

(専門部会)

第13条 委員会は、具体的事案の対応等を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(利益相反自己申告書等の保存)

第14条 委員会は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理し、及び保存する。

(研修等の実施)

第15条 委員会は、職員等を対象とした利益相反に関するセミナー等を適宜開催する。

(学外への情報公開)

第16条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 委員会は、学外への情報公開に当たって、職員等及びその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

3 利益相反に関する学外からの調査等に対しては、委員会が対応する。

第3章 利益相反アドバイザー

(利益相反アドバイザー)

第17条 利益相反に関する相談及び助言又は指導を行うため、イノベーション推進機構グローバル産学連携センターの職員の一部を利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とする。

(アドバイザーの業務)

第18条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 員会の諮問に対する検討及び答申に関すること。
- (2) 職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対する必要な助言又は指導に関すること。
- (3) 委員会から付託された業務に関する報告書をまとめ、それを委員会に提出すること。

(本学としての利益相反対応)

第19条 職員等は、本学に関する利益相反問題を予見した場合、随時、アドバイザーに問題提起をすることができる。

第4章 利益相反マネジメントスタッフ

(設置)

第20条 利益相反マネジメントを円滑に進めるため、委員会の下に利益相反マネジメントスタッフ（以下「スタッフ」という。）を置く。

(構成)

第21条 スタッフは、研究協力課の担当事務職員（以下「担当事務職員」という。）及びアドバイザーをもって構成する。

(業務)

第22条 スタッフは、第6条に規定する調査等及び委員会により付託された利益相反マネジメントについて行うものとする。

第5章 秘密の保持

(委員等の義務)

第23条 委員会の委員、アドバイザー及び担当事務職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

2 第7条第2項の規定により委員会に出席を求められた者及び第13条の規定により専門部会になった者が職務上知り得た秘密について、前項の規定を準用する。

第6章 事務

(事務)

第24条 委員会に関する事務は、研究協力課において処理する。

第7章 雑則

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、利益相反のマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 九州工業大学利益相反委員会規則（平成16年九工大規則第82号）は廃止する。
- 3 九州工業大学利益相反マネジメント要項（平成16年学長裁定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。